

# 役員選任の方法に関する規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、定款第18条に基づく、役員選任の方法に関する事項を定めることを目的とする。

(次年度役員候補者選考委員会の設置)

第2条 法令及び定款第18条に定める役員の選任に関して、総会における選任に先立つ一切の準備事項を処理管理するために次年度役員候補者選考委員会（以下選考委員会という。）を設置する。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 前条に定める選考委員会委員の選挙に関する一切の事項を処理管理するために選挙管理委員会を設置する。

## 第2章 選挙管理委員会

(構 成)

第4条 選挙管理委員会は理事長、直前理事長、監事2名以上をもって構成する。

2. 選挙管理委員会の代表委員は監事があたる。

(選挙に関する通知)

第5条 選挙に関する通知は選挙管理委員会の代表委員名の文書で通知するものとする。

## 第3章 次年度役員選考委員会

(構 成)

第6条 選考委員会は、本会議所在籍3年を超える正会員もしくは、理事を経験した正会員のうちから、選挙で選出された10名以内の委員（正会員の1割とし整数未満は四捨五入する。）及び理事長、理事長経験者で組織する。

2. 選考委員会の委員長は理事長があたる。

(選 挙)

第7条 選考委員会委員の選挙を8月末までに開催する。

2. 選挙権を持つ正会員が、第9条に定める被選挙人の中から3名を連記する一般選挙を行い、委員を選出する。

(選挙権)

第8条 正会員は選挙権を有する。但し、1月より6月末までの例会出席率が30%未満の会員は選挙権を有さない。

(被選挙人)

第9条 毎年6月末までに会費を納入した正会員のうち、本会議所在籍3年を超える正会員、もしくは理事を経験した者を被選挙人とする。但し、1月より6月末までの例会出席率が60%未満の会員は被選挙権を有さない。

## 第4章 次年度役員予定者の選出

(次年度理事役員候補者の推薦)

第10条 選考委員会は次年度理事長候補者を総会当日まで責任をもって決定し、総会において承認を受ける。但し、この場合選考委員中より次年度理事長候補者を選出することをさまたげない。

2. 選考委員会は次年度理事長候補者に諮り、総会において定款第17条の理事数の範囲内で理事役員候補者の推薦を行い、総会の承認を受ける。

(次年度理事役員候補者の推薦の権限)

第11条 次年度理事長候補者は、次年度の監事候補者を正会員より総会に推薦することができる。

2. 次年度理事長候補者は、理事予定者より副理事長候補者、専務理事候補者、総務室長・財務局長候補者を理事会に推薦することができる。

(次年度事業の計画)

第12条 次年度理事長候補者は速やかに理事役員予定者を招集し、次年度の事業開催に向けて、委員会その他の設置、職務分掌などを協議の上決定しなければならない。

2. 理事役員予定者は、次年度の事業計画並びに予算を立案審議し、総会の承認を得なければならない。

(理事の就任)

第13条 選任された次年度理事役員予定者は、定款第18条及び第21条により、翌年度1月通常総会で承認を受けることによって正式な本会議所の役員となる。総会において選出された理事役員は、理事の中から理事長を選出し、その時をもって理事長は正式に就任する。

(出向役員の選出)

第14条 公益社団法人日本青年会議所・東北地区協議会・山形ブロック協議会の役員及び役員予定者を本会議所より選出する際は、必要に応じて理事会及び総会において承認を得るものとする。

## 規程の改廃

(本規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、総会の決議による。

## 附 則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成24年12月17日より改定する。